みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825－0000569

一九八八年度 定期総会

日時 十月二日（日）午前九時
場所 労働金庫大牟田支店ホール
※総会の議案討議は9月10日より28日まで

春闘いまから、他社並みめざす
生活守る賃上げを

炭労の八八春闘は、昨年に続いて低額妥結で他社は決着していましたが、三井石炭社は合理化提案を理由に交渉を延期、大きくずれ込んでいた交渉がようやく九月十六日から始まります。要求は一方二百七十円（三%）。

第八次石炭政策下の炭鉱労働者の賃金は低額に抑え込まれ、きわめてきびしい状況下におかれています。

八六春闘では「二千万トン体制」を答申した政策の影響で、賃上げはゼロに終わりました。

さらに、八七春闘では他産業が三・五%アップであったにもかかわらず、先行三社（三井、三菱、太平洋）が九十五円（一・一一%）、幌内はゼロ、住友は賃上げはなく一三%の賃下げ攻撃を受けました。

八八春闘では、他産業平均が四・四五%アップでしたが、三菱、太平洋が百三十円（一・五九%）、住友が四十一円（〇・五%）にとどまっています。

他産業との格差が広がる中で、他産業並みの労働条件確保を基本方針としてたたかってきましたが、第八次石炭政策の施行により、要求額そのものも現実的な対応となるなど、さらに深刻な状況となり不満も増大しています。

また、格差回答が常態化していることから、他社並みを最低とした回答獲得をめざします。

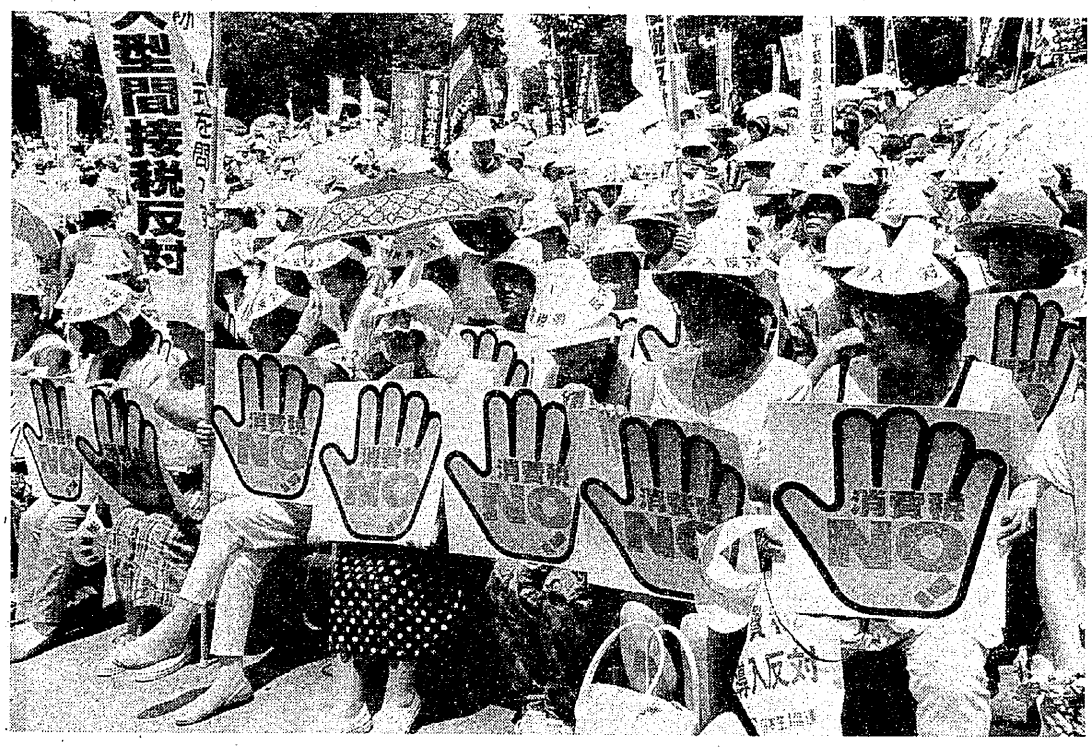

消費税NO!

大型間接税反対のための中央連絡会は、「消費税に反対し、大増税を阻止しよう」と7月12日、東京・日比谷野外音楽堂で中央集会を開き、1万人が集まった。集会では社会、公明、共産、社民連の各党代表が連帯のあいさつ、中小企業団体・労働団体代表が決意を述べた。

強制解雇反対 三池裁判闘争 勝利決起集会

日時 10月5月(水)、午後6時開会
場所 大牟田市延命公園体育館前(予定)
主催 福岡県総評・熊本県総評

※不等解雇裁判第一回公判は10月5日、11時より福岡地裁で

好況？ 求人倍率一・〇九倍

八月三十日、労働省が発表したところによると「好景気の持続が反映して雇用状況が一段と改善されている」といいます。

全国平均では、求人一人に対する求職者の比率を示す有効求人倍率が約十四年ぶりの高水準に達し、七月分は一・〇九倍となり、昨年二月から十八カ月連続で上昇しています。

福岡県は〇・五倍

福岡県でも求人が増え、求職者が減ったことで有効求人倍率は〇・五〇倍となりましたが、それでも全国平均からすると半分以下という状況です。

大牟田は〇・四一倍 荒尾は〇・三六倍

大牟田市では前年同月〇・二四倍が〇・四一倍になっていますが依然低迷し、荒尾市では〇・三六倍とさらに落ち込み、とくに中・高年齢層にはきびしい状況です。

三池不当解雇訴訟団 規約と役員決まる

解雇無効と損害賠償を請求して裁判闘争を進める三池不当解雇訴訟団は、このほど全員集会で規約を確認し、委員会でも決定されました。また、役員体制を確立し当面支援要請の活動に入っています。

団長 小柳康治
副団長 甲斐俊久
事務局長 杉本一男
会計 田中教幸
幹事 古沢栄一
幹事 村上和行
監査 田中順一
監査 松尾進

9.28坑内火災抗議集会

とき 9月28日（水）午後5時
ところ 第1鉱正門前（組合事務所前）

不当な強制解雇を認めず「解雇無効」を裁判でたたかう 三池へのご支援をお訴えします

きびしい暑さが続きますが、皆さまにはますますご健闘のことと存じます。

三井三池では、会社側が「基準退職についての提案を撤回せよ」という私たちの要求をあくまで拒否し、五十三歳以上の労働者を強制的に解雇しました。

この解雇は、「満五十五歳をもって定年退職とする」と明記した、労働協約・就業規則を無視して定年退職を五十三歳で〝前倒し〟するもので、まさに無差別の「指名解雇」であることは明らかです。

このような不当・不法な合理化を認めるとすれば、産業空洞化が進む中で、定年制の延長という社会の趨勢に逆行する強制的な解雇が、他業種にも波及する恐れがあります。

私たちは、会社の理不尽な合理化強行に対して、地域ぐるみの長期の座り込みや数次のストライキなど可能なかぎりたたかい抜きましたが、阻止することはできませんでした。

この結果、三池労組では六月末で二十四人、十二月末で七人、合わせて三十一人の基準解雇者を出しました。また、全体では希望退職と基準解雇で六百九十九人が余儀なく退職させられ、下請け関連を入れると、この二年間で二千人を超す労働者が職場を追われました。

また、残された職場では、大幅な人員減による不均衡を是正するために、大幅な配置転換が強行され、能率の大幅引き上げによる労働強化、さらに保安確保などが憂慮されています。

私たちは、このような合理化を認めることはできません。解雇された者は「三池不当解雇訴訟団」を結成し、七月十九日に解雇無効と損害賠償を請求する裁判を起こしました。このたたかいは、海外炭への全面的な依存による国内炭の総撤退を許さず、わが国でただ一つのエネルギー源である国内炭を守るために石炭政策の転換を政府に要求し、雇用・地域対策を放棄した三井の社会的・道義的責任を追及するたたかいであり、同時に今後の合理化を阻止し、このような強制的な解雇を他産業に波及させないためのたたかいでもあります。

これまでのたたかいに寄せられました皆さまからの暖かい激励は、物心両面で大きな支えであり、きわめて教訓的でした。今後のたたかいもけっして容易ではありませんが、百七十人の組織人員でたたかい抜くためには、財政的にもきわめてきびしい状況にあることをご理解いただき、新たなたたかいへのご指導とご支援をお願いいたします。

一九八八年八月
三池炭鉱労働組合